

リアリスティック導入講義

会社法・商業登記法の全体像

辰巳法律研究所

松本 雅典 専任講師

辰巳法律研究所

TOKYO・YOKOHAMA・OSAKA・KYOTO・NAGOYA・FUKUOKA

— 第 1 編 —

会社法の世界
Corporate Law

第1章

会社法とは？

会社法の1つ1つの規定に入る前に、まずは会社法の世界を概観しましょう。大きな視点で会社法の世界を見ることで、みなさんの頭の中に知識を入れるボックスができます。この第1編は、知識を入れるボックスを作るためのものです。

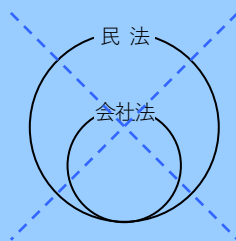
1 会社についての法

「会社法」というくらいですから、会社法は会社についての法です。「会社」には、株式会社、合名会社、合資会社および合同会社の4つがあるのですが（会社法2条1号）、最初のうちは株式会社でイメージしてください。株式会社にお勤めの方も多いと思います。もしかしたら有限会社にお勤めかもしれませんが、有限会社も株式会社の一種です（整備法2条1項）。

会社についての法なのですが、会社法で定められているルールに、会社の従業員についてのハナシはほとんどありません。会社法で定められているルールは、会社の作り方、株式、組織、経営者など、従業員からするとちょっと遠いハナシです。

— Realistic 1 会社法は民法の特別法か？ —

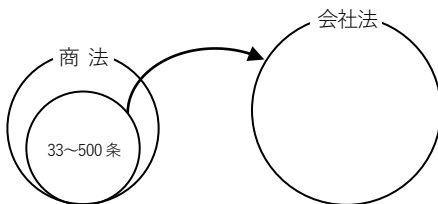
同じ事項について規定がある場合に、優先して適用される法令を「特別法」、特別法がない事項について適用される法令を「一般法」といいます。「会社法は民法（一般法）の特別法である」と説明されることが多いです。しかし、（正解があるわけではありませんが）あまりそう考えないほうがいいです。実は、会社法には、民法の特別法となっている規定がほとんどないんです。民法とは少し距離を置いて学習していったほうがいいです。



2 会社法の制定・改正

1. 制定 — 平成17年

会社法は、平成17年7月に商法が改正されてできた法律です（施行は平成18年5月です）。その最大のテーマは、規制緩和でした。小泉さん・竹中さんの時代ですからね。「規制緩



和」とは、それまで以上に会社の自由度が上がったということです。これは、色々なところに現れています。

2. 改正 ―― 平成 26 年

会社法は、平成 26 年 6 月に一部が改正されました（施行は平成 27 年 5 月です）。それなりに多岐にわたる改正でした。この改正は、改正事項を以下の 4 つに分類して捉えることができます。

①大企業のコーポレート・ガバナンスの改正

平成 17 年の会社法制定後、大企業の不祥事が相次ぎました。社名は挙げませんが、ニュースで聞かれたことがあると思います。この大企業の不祥事の対策として、コーポレート・ガバナンスに関する改正がされました。「コーポレート・ガバナンス」とは、「企業経営の仕組み」「企業統治」などと訳されますが、簡単にいうと、「どのような組織で企業を運営していくか？」といったことです。

ex. 監査等委員会設置会社の創設（会社法 2 条 11 号の 2）

②親子会社関係の整備

会社法制定時から親会社と子会社の関係の規制には問題があるといわれており、その課題が残されたまま（手をつけないまま）会社法は制定されました。平成 26 年にやっとその改正がされました。

ex. 特定責任追及制度の創設（会社法 847 条の 3）

③その他会社法施行後に浮き上がった問題点の改正

上記①および②以外にも、会社法には問題点がありました。そこで、「その問題点も一緒に改正しちゃおう」ということで一緒に改正されました。

④できる限り各制度の規定を統一

明確な理由なく制度ごとに規定が異なるものがありました。法律の不備です。平成 17 年は「何でもぶち壊せ」の時代でしたから、急いで会社法が作られました。だから、不備がけっこうあったんです……。その不備が直り、各制度の統一がされました。

第2章

個人事業主と法人

個人事業主と法人の違いって、わかりますか？ 個人事業主は、試験では出ません。しかし、この第1編は会社法がどんな世界かを見渡すことが目的なので、視野を広げて、個人事業主と法人の違いから考えてみましょう。

登場人物

全体像を説明する第1編・第2編では、以下の登場人物が出てくる物語も挟みつつ説明をしていきます。

- ・資産太郎：資産はあるが、事業のアイデア力や経営力はない70代の資産家
- ・秀英一郎：資産はないが、事業のアイデア力と経営力はある20代の青年

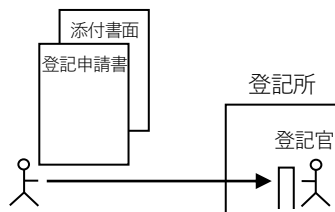
1 個人事業主

大学生である秀英一郎は、自宅でスマホのアプリの開発をしていました。それなりに収益も上がるようになり、従業員として同じく大学生である後輩を何人か雇う余裕まで出てきたため、秀英一郎は「就職するよりも、この事業で食っていこう」と考え始めました。

こんな感じで事業主になることがあります。この秀英一郎は、事業の年商が100億円だろうが、従業員を1万人雇おうが、丸の内にビルを建てようが、株式会社などになる手続（登記など）をしなければ、個人事業主です。つまり、「個人事業主と法人の違いって？」という問の答えは、株式会社などになる手続（ex. 次のページの登記）をしているかしていないかなのです。個人事業主の例としては、以下のような者が挙げられます。

ex. 八百屋、理容室、司法書士、予備校講師

次のページの登記は、「商業登記」というものです。商業登記は、会社などの基本情報を公示するものです。不動産登記法でも出てきた登記所に、申請書、添付書面などを提出します。そして、登記所にいる登記官が審査をし、問題がなければ、登記が作られます。今は、このようなザックリとした理解で構いません。



実際の書面を見てみよう1 ―― 株式会社の登記事項証明書

履歴事項全部証明書

横浜市

株式会社

会社法人等番号	
商 号	株式会社
本 店	横浜市
公告をする方法	官報に掲載してする。
会社成立の年月日	平成25年2月5日
目的	1. 講師の委託業務 2. 講師のスケジュール管理及びマネジメント 3. 講演 4. コンサルタント業務 5. 書籍の執筆、監修及び校正 6. 教材作成、監修、校正及びその委託業務 7. 前各号に附帯する一切の業務
発行可能株式総数	3000 株
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 300 株
資本金の額	金 300 万円
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式を譲渡によって取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。
役員に関する事項	取締役 松 本 雅 典 横浜市 代表取締役 松 本 雅 典
登記記録に関する 事項	設立 平成25年2月5日登記

この登記は、実は私の株式会社のものです。自宅の住所がわかってしまう（ことにつながる）部分を黒塗りにしている点は、ご了承ください。予備校講師は、通常は個

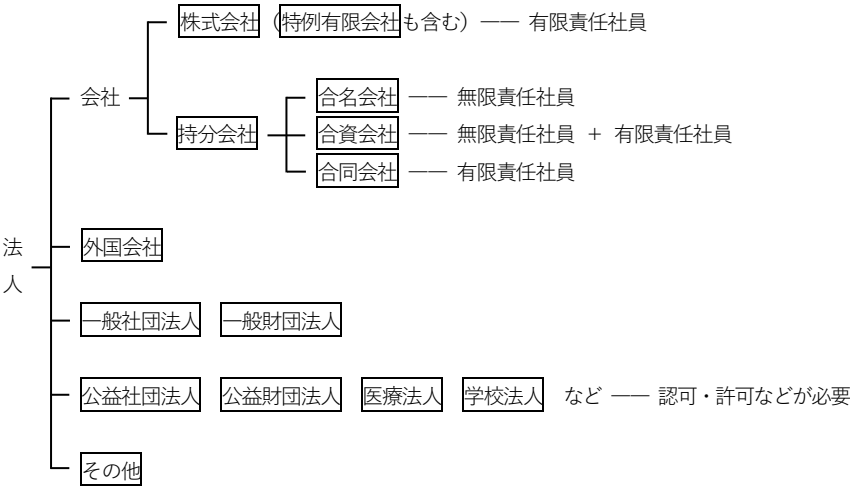
人事業主なのですが、私はちょっと変わっていて、株式会社を作って講師の仕事をしています。

2 法人

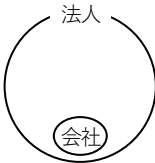
株式会社などになる手続（ex. 前ページの登記）をすると、法人となります。たとえば、秀英一郎がリアリスティックジャパン株式会社を作ることにし、その登記をすれば、法人ができます。「リアリスティックジャパン株式会社」という新しい人が生まれるんです。法人は「法」で特別に認められた「人」なので、権利能力を有します。

―― 民法1のテキスト第2編第2章第1節2②

法人には様々なものがありますが、主要なものを挙げてみます。



会社は法人の一種にすぎず（会社法3条）、このように会社以外にも多数の法人があります。



第3章

会社とは？

法人の一種である「会社」は、株式会社（特例有限会社も含みます）と合名会社・合資会社・合同会社（これら3つを「持分会社」といいます）のことをいいます（会社法2条1号）。このように4つあるのですが、株式会社が最もよく出題され、最初に学習するので、まずは株式会社でイメージしてください。

では、「会社」とはなんでしょうか。一般的な会社のイメージは、「高校や大学を卒業して入るところ」だと思います。しかし、法的には、以下のように定義されます。

会社：「営利性」（下記①）「社団性」（下記②）「法人性」（下記③）のある団体（営利社団法人）

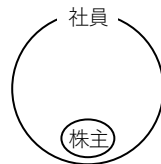
①営利性

会社とは、そもそも効率的に金儲けをすることを主眼として作られたものです。つまり、個人の資力や能力などでは限界があるので、会社という組織を作り、より効率良く金儲けをするわけです。そして、会社の持ち主である社員（株式会社の場合は株主）に利益（剰余金など）を分配します（会社法105条2項、1項1号、2号）。

会社法の裏には、この営利性があることを意識してください。

「社員」とは、「社」団の構成「員」（メンバー）のことです。株式会社の場合は、「株主」といいます。法人の持ち主であると捉えておけばOKです。

*日常用語でいう「社員」とは異なるので注意してください。日常用語でいう「社員」（従業員）は、法的には「使用人」「被用者」などといいます。



②社団性

共通の目的を有する人の集まりであるということです（通説）。ただし、合資会社を除いて、「一人会社」（社員が1人の会社）も可能であるため、社団性があるとはいえない会社もあります。私の株式会社も、一人会社です。このような一人会社は、人の集まりとはいえず社団ではないと解する見解もあります。しかし、いつでも社員が複数になり得るので、潜在的には社団であるといえます。

③法人性

これは、民法で学習した「権利能力」のハナシです。会社は法人ですので（会社法3条）、独立した権利義務の帰属主体となることができます。―― 民法1のテキスト第2編第2章第1節①、②② 秀英一郎がリアリスティックジャパン株式会社を作り、株主も代表取締役も秀英一郎のみであったとしても、秀英一郎が代表者として締結した契約は、秀英一郎ではなく、リアリスティックジャパン株式会社がした契約となります。

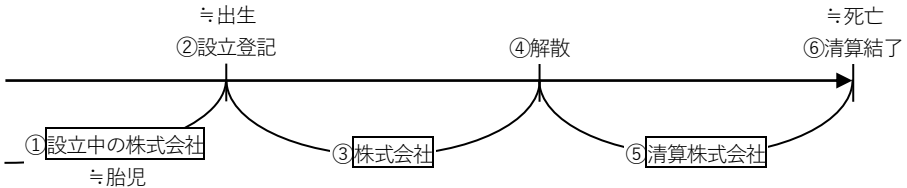
第4章

株式会社とは？

この第4章からは、会社のうち「株式会社」に絞って見ていきます。

1 株式会社の一生

まず、株式会社の一生を概観しましょう。



上記の太字は、「自然人（人間）でいうと」ということです。

人間でいうところの出生が設立登記（上記②）です。出生の前の胎児の状態が、設立中の会社（上記①）です。

人間の場合は借金や財産を残して死にますが、株式会社はダメです。債権者や株主への責任がありますので、すぐには死なせてくれないんです（上記④）。債権者に債務を弁済したり、株主に残った財産を分配したりして（上記⑤）、やっと死ぬことができます（上記⑥）。

2 株式会社はどのようにできたか？

1. そのものの株式会社 —— 所有（資本）と経営の分離

資産太郎は、70代の資産家で資産はありますが、経営能力はありません。

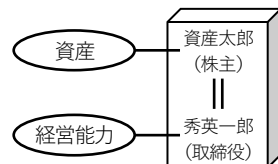
秀英一郎は、20代なので資産はありませんが、どんな企業も考えつかなかったスマホのアプリを開発するなど経営能力はあります。

事業は、資産と経営能力が合わさって効率良くお金を生み出します。しかし、資産太郎と秀英一郎がバラバラでは、効率良くお金を生み出せません。

そこで、「これらを組み合わせてみよう」ということでできたのが、株式会社です。

資産太郎は、出資をして株主となります。

秀英一郎は、経営をします（取締役といわれる経営者）



となります)。

会社法を見る重要な視点

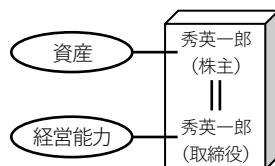
「効率良くお金を生み出す」というハナシが出てきましたが、会社法は、民法と異なり、法律的な視点だけでなく経済的な視点も含めて創られた法律です。つまり、「法をいかに守るか」(法律)ということと、「いかに効率よくお金を生み出すか」(経済)という争いの中にある法律なのです。

法律 VS 経済

2. 現実のほとんどの株式会社 ― 所有(資本)と経営の未分離

上記1.のように設立される株式会社が、本来の株式会社です。ですが、現実には、上記1.のような構造で存在している株式会社は、かなり少ないです。上場企業のすべておよび非上場企業の一部には、上記の構造が当てはまります。

しかし、それ以外の日本に存在するほとんどの株式会社が、「株主(出資者)＝取締役(経営者)」です。秀英一郎が、自分で出資をして株主となり、経営もします(取締役となります)。私の株式会社も、このパターンです。私の株式会社のような中小企業に出資してくれる人なんて、いませんから……。



つまり、ほとんどの株式会社が、所有(資本)と経営が分離していないわけです。

上記1.の「そもそもの株式会社」と上記2.の「現実のほとんどの株式会社」をイメージ図にすると、次のページようになります。

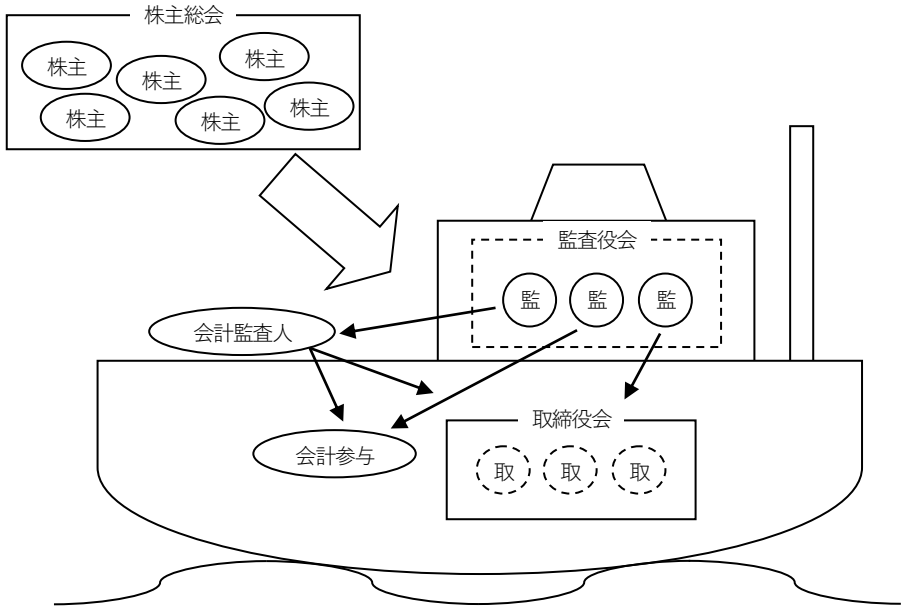
*監査役会や会計参与など他の機関も掲載していますが、今は、株主と取締役のみをご覧ください。

株式会社を船にたとえて説明します。株式会社という船が、経済社会を航海していきます。株主が出資をし、船の大枠(目的地、乗組員を誰にするかなど)を決定します。取締役が乗組員となり、実際に船の舵^{かじ}をとります。

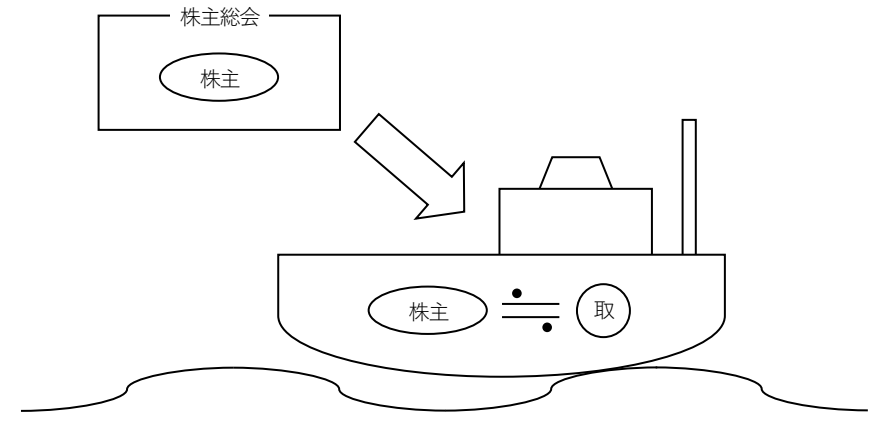
上記1.の「そもそもの株式会社」は、「株主が船の大枠を決める」「取締役が船の舵をとる」ときちんと役割分担がされています。

それに対して、上記2.の「現実のほとんどの株式会社」は、株主が船に乗っています。

【そもそもの株式会社】（上記1.）ex. 上場企業



【現実のほとんどの株式会社】（上記2.）ex. 中小企業



*以下、**3**→**4**→**5**→**6**→**7**の流れを意識することが極めて重要です。

3 間接有限責任（株主の責任）

1. 意義

資産太郎は、秀英一郎の事業に 1000 万円を投資しようと考えています。しかし、資産太郎に「秀英一郎の事業が失敗したら…」という不安がよぎりました。秀英一郎の事業が失敗し、たとえば、秀英一郎が経営しているリアリストックジャパン株式会社が 10 億円の負債を抱えた場合（法人ですからあり得ます）、出資者である資産太郎は 10 億円の負債の返済をしなければならないのでしょうか。

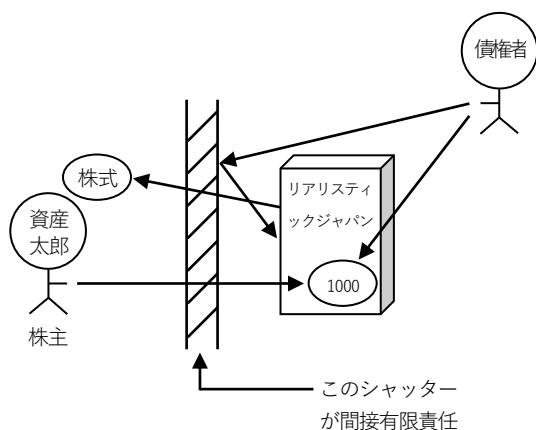
ご安心ください。会社法には、以下の条文があります。

会社法 104 条（株主の責任）

株主の責任は、その有する株式の引受価額を限度とする。

これは、株主の責任が間接有限責任であることを定めた条文です。「間接有限責任」とは、株主は、株式会社の債権者に対して、株式の引受価額を限度としてしか責任を負わないということです（会社法 104 条）。簡単にいうと、責任の上限は出資した額がゼロになって終わりということです。

これは、右の図でイメージしてください。この図が極めて重要です。資産太郎は、1000 万円の出資をする、株式を取得します。このとき、資産太郎とリアリストックジャパン株式会社の間にシャッターが下ります。このシャッターが間接有限責任です。債権者は、リアリストックジャパン株式会社にある 1000 万円か



ら債権を回収することはできません。しかし、シャッターがあるため、資産太郎から債権を回収することはできません。資産太郎に請求しようとすると、シャッターで跳ね

返されるんです。

なお、法人の債権者とは、たとえば、取引先の企業や融資をした銀行などのことです。私の株式会社だと、辰巳法律研究所は債権者ですね。

※「有限責任」とは？ 「無限責任」とは？

漢字からわかるとおり、「責任」が「限」りが「有」るか「限」りが「無」いかということです。この「責任」は、法人が負債を抱えたときに問題となります。

法人が負債を抱えたときに、有限責任しかない社員は、出資した額以上の責任を負いません。つまり、出資した額がゼロになって終わりなのです。

それに対して、無限責任のある社員は、法人が負債を抱えたときに法人に弁済する資力のない場合には、出資した額に関係なく、代わりに弁済しなければなりません。つまり、最悪の場合、自分の預貯金から支払ったり、マイホームを売り払ったりしてでも支払わなければならないわけです。

— Realistic 2 感情を入れる —

有限責任と無限責任の違いを知って、「無限責任はイヤだな～」と思ったと思います。こういった「感情」を大事にしてください。感情が伴ったほうが記憶しやすいことは科学的にも明らかになっています。みなさんも、高校で学んだ数学は思い出せなくても、文化祭などの思い出は思い出せますよね。感情が伴い、心で記憶しているからです。心で記憶したことは、思い出せるんです。

2. 趣旨

株主の責任が間接有限責任とされているのは、安心して株式会社に出資をしてもらうためです。株式会社の負債まで負担する可能性があるなら、怖くて出資する人がいなくなってしまいます。

余談ですが、「株式投資をすると借金を抱える」というのはウソです。このように、出資した額がゼロになることはあります。しかし、自己資金で行っていれば（借金をして資金を用意したり信用取引をしたりしなければ）、出資した額以上の責任はありません。アメリカの高校ではこのことを教えるそうなので、アメリカは株式投資が盛んだといわれています。

3. 間接有限責任と異なる定め可否

定款や株主総会の決議によっても、間接有限責任（会社法 104 条）と異なる定めを

することはできません（強行法規）。株主の責任が間接有限責任であることは、株式会社の本質だからです。

会社法の基本スタンス

会社法の規定よりも株主に不利な定款などの定めは、基本的には禁止されます。株主は、そもそもは、資産はあるが経営能力はない者を想定しています。よって、経営能力のある（頭の良い）取締役に出し抜かれる可能性がありますので、株主を保護しようという姿勢が会社法にあるわけです。

※「定款」とは？

定款とは、法人の組織・活動に関する根本規則です。……といわれても、わかりにくいですね。定款は、国でいうところの「憲法」のようなものです。憲法には、国の根本的なルールが書かれています。1番有名なのが9条ですが、文言どおり読むと「戦争をしない国ですよ」「戦力を持ちませんよ」と書いています。定款も、法人の根本的なルールが書かれます。たとえば、何をする法人なのか（目的）や取締役会を置くか（機関）などを定めます。

定款は、書面または電磁的記録（データ）で作成します（会社法26条）。普通は、PDF（電磁的記録）で作成します。



— Realistic 3 個人事業主が株式会社を作るワケ —

一般的な会社法のテキストでは、個人事業主が株式会社を作るワケとして、以下の2点が挙げられます。

- ①事業資金の調達のため
- ②無限責任から逃れるため

しかし、上記①ですが、この国で中小企業に出資をしてくれる人はほとんどいません。また、上記②ですが、株式会社が融資を受ける際、株主である代表取締役（いわゆる社長）が保証人になることが条件とされ、結局無限責任を負わされることが多いです。よって、実際に株式会社を作るワケとして多いのは、以下の2点です。

- ③節税のため

これが、多いですね。私が株式会社を作ったのは、これが理由です。法人にすると、役員報酬の額を調整して所得税を低くしたり、生命保険の掛金の半分を経費にできたりと節税の幅が広がるんです。

- ④信用力を上げるため

みなさんがネットショップで何かを買うとき、販売者が「松本 雅典」と「株式会社マツモトカンパニー」であれば、どちらのほうが安心しますか。後者だと思います。実際は、株式会社だから信用できるわけでもないんですが、個人名よりは信用する人が多いのが現実です。また、法人以外に発注できないという内規がある企業もあります（最近は減ってきましたが）。

4 資本金

会社法 445 条（資本金の額及び準備金の額）

- 1 株式会社の資本金の額は、この法律に別段の定めがある場合を除き、設立又は株式の発行に際して株主となる者が当該株式会社に対して払込み又は給付をした財産の額とする。
- 2 前項（設立又は株式の発行時）の払込み又は給付に係る額の 2 分の 1 を超えない額は、資本金として計上しないことができる。
- 3 前項の規定により資本金として計上しないこととした額は、資本準備金として計上しなければならない。

1. 資本金とは？

（1）意義

上記[3]でみたとおり、株主は有限責任しか負いません。そうすると、債権者にとっては、会社の財産のみが最後の拠り所なわけです。そこで、債権者のためにあるのが「資本金」です。

（2）資本金の額

（a）原則

資本金は、株式会社の設立または株式を発行する際に、株主が株式会社に払込みまたは給付をした財産の額です（会社法 445 条 1 項）。上記[3]の 1. の例でいうと、資産太郎が出資した 1000 万円が資本金となります。

このように、株主は、出資と引き換えに株式をもらいます。設立時に出資をする場合と、設立後に出資をする場合（いわゆる増資）があります。出資の内容は、金銭に限らず、現物（ダイヤモンド、不動産など）もあるのですが、今は金銭でイメージしてください。

（b）例外

株式会社は、株主が株式会社に払込みまたは給付をした財産の額のうち、 $1/2$ ま

での額を資本金として計上しないことができます（会社法 445 条2項）。資本金として計上しなかった額は、資本準備金となります（会社法 445 条3項）。上記³の1.の例でいうと、資産太郎が出資した 1000 万円のうち、500 万円までは資本金とせずに、資本準備金とすることができます。「準備金」とはなにかというと、これも債権者のために存在するのですが、資本金よりは少しイジリやすいです。

資本金の額が高くなりすぎると株主に配当するのが難しくなるといった理由から、払込みまたは給付された財産の額のすべてを資本金に計上したくない株式会社もあります。これは、その要請に応えた規定です。

2. 資本充実の原則・資本維持の原則

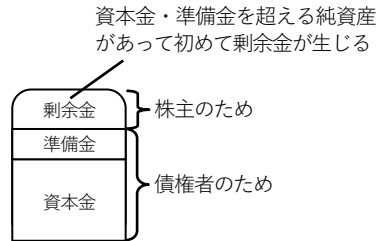
資本金は債権者の拠り所です。よって、以下の原則があります。

- ①資本充実の原則（入口の規制）：株式会社の設立または株式を発行する際には、「資本金」として定めた額をきちんと株式会社に入れる必要があるという原則
- ②資本維持の原則（出口の規制）：株式会社に入った資本金は、出ていってしまわないようにしなければならないという原則

①の資本充実の原則は、法律上守られています。しかし、②の資本維持の原則は、現在の制度では法律上守られていません。たとえば、「資本金 金 1000 万円」と登記されている株式会社に、実際に 1000 万円の財産があるとは限りません。株式会社を作った直後は、事務所を借りたり商品を仕入れたりと費用が出ていくばかりですから、出資された 1000 万円は減っていきます。そのまま赤字が続けば、ずっと資本金の額の財産がない状態となります。

資本金とは？

「では、資本金ってなんなの？」と思われたと思います。資本金とは、「これ以上の資産がない限り、株主に配当しません」という株式会社の器を表すものです（準備金も同じです）。資産が資本金の額を下回っていると、株主への配当ができません。株主への配当ができないと、株主から文句がくることがあります。つまり、資本金とは、「これくらいの純資産を築く気がある」という株式会社の意気込みでもあるわけです。



このように、実際に資本金の額の純資産が株式会社にあるとは限らず、債権者は株主から回収することもできませんので（上記③の1.），債権者は結局泣きを見る（保護されない）こともよくあります。だから、銀行が融資をする際には、担保を取るのです。

5 出資金の払戻し

株主は、株式会社に対して、出資金の払戻しを請求できるでしょうか。「出資金の払戻し」とは、たとえば、出資をして株主になった資産太郎の息子が私立の医学部に進学することになったためにまとまった金が必要となり、資産太郎が、リアリスティックジャパン株式会社に対して、「株式は返すから出資した1000万円を返してくれ！」と言うことです。

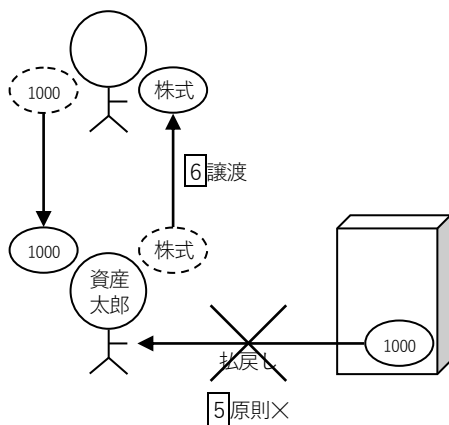
これは、原則として禁止されています。

株主が出資した資本金は、債権者の抛り所です。そして、株主は有限責任しか負いません。その抛り所（出資金）を株主に返すことまでは、さすがに認められません。

6 株式譲渡自由の原則

しかし、資産太郎の息子は2浪してまで医学部に合格しました。何とか医者にしてあげたいのが親心でしょう。

出資金の払戻しをすることは、原則として禁止されています。しかし、それでは株主は投下資本（投資したお金など）を回収することができません。そこで、認められているのが、株式を譲渡することです（会社法 127 条）。これを「株式譲渡自由の原則」といいます。「株式を譲渡する」とは、東京証券取引所などの取引所でする売買が典型例です。資産太郎は、リアリスティックジャパン株式会社の株式が欲しいと思っている人を探し



出し、その人に株式を売り渡すことによって、投下資本を回収することができます。

7 株式の譲渡制限規定

資産太郎は、株式を譲渡して出資した 1000 万円を回収できますので（株式が 1000 万円で売ればですが）、ハッピーです。

しかし、リアリスティックジャパン株式会社の他の株主からすると、どうでしょう。資産太郎から株式を譲渡された者が、敵対的買収を企てている者やちょっとコワモテの人かもしれません。他の株主の中には、株式が誰にでも譲渡されると困ると思っている者もいるかもしれないんですね。そこで、以下の定款規定を定めることが認められています。

会社法 107 条（株式の内容についての特別の定め）

株式会社は、その発行する全部の株式の内容として次に掲げる事項を定めることができる。

- 一 譲渡による当該株式の取得について当該株式会社の承認を要すること。

この定款規定を設けておけば、資産太郎が株式を譲渡するには、株式会社の承認が必要となります（会社法 107 条 1 項 1 号）。このように譲渡に制限がある（株式会社

の承認が必要な)株式のことを「譲渡制限株式」といいます(会社法2条17号)。譲渡制限株式が正式名称なのですが、イメージがしやすいようにこの講座では「非公開株」と呼ぶことがあります。それに対して、譲渡制限のついていない株式のことを、この講座では「公開株」と呼ぶことがあります。

実際、ほとんどの株式会社の株式が、非公開株です。上記[2]の2.の「現実のほとんどの株式会社」の株式は、非公開株です。

非公開株の基本イメージ

非公開株は、「**家族以外の株主を入れたくない**」とイメージしてください。実際にも、家族だけで非公開株を保有していることはよくあります。この場合に、その1人が第三者に株式を譲渡したら、家族以外の者が株主になりますから、イヤですよ。

※非公開株だと投下資本を回収できないのか？

「とすると、資産太郎が保有していたのが非公開株だと、株式会社が承認しないと資産太郎は株式を売れず、投下資本を回収できなくなってしまうのでは？」と思われるかもしれませんが、しかし、株主が投下資本を回収できないということはあってはなりません。

そこで、株主は、株式会社に対して、譲渡承認請求ができます(会社法136条)。このとき、株主は、もし株式会社が譲受人を気に入らず承認しないのであれば、「株式会社が買い取るか、誰か買い取る者を指定しろ」とまで言うことができます(会社法138条1号ハ、2号ハ)。現時点では、「非公開株でも、株式を手放し、投下資本を回収する方法はあるんだな」ということを頭の片隅に置いておいてください。

このように、株主が投下資本を回収できないということはあってはならないので、譲渡を「禁止」することはできません。できるのは、あくまで制限(株式会社の承認を必要とする)です。

8 株式会社の分類

この第1編の「会社法の世界」を終えるにあたって、最後に株式会社の分類をみます。3つの視点から株式会社を分類することができます。会社法と商業登記法には色々なルールがありますが、「〇〇会社にはこのルールが適用される」ということが多々あります。その「〇〇会社」に入るのが、下記1.～3.です。

1. 親会社・子会社

親会社：株式会社を子会社とする会社など（会社法2条4号）

子会社：他の会社に総株主の議決権の過半数を保有されている株式会社など（会社法2条3号）

*「など」は、細かいので無視してください。

子会社の定義から考えてください。

すべての株式に議決権があるとする、株式の過半数を保有している会社があれば、保有している会社が「親会社」で、保有されている株式会社が「子会社」です。

2. 公開会社・公開会社でない株式会社

公開会社：一部でも公開株を発行する旨の定めのある株式会社（会社法2条5号）

公開会社でない株式会社：すべての株式が非公開株である株式会社（非公開会社）

公開会社の定義の「一部でも」ですが、株式は種類株式を発行できます。「種類株式」とは、A種類株式、B種類株式など、内容の異なる株式です。たとえば、A種類株式とB種類株式を発行する旨の定めがある場合、A種類株式とB種類株式のどちらかが公開株であれば公開会社です。これが、「一部でも」の意味です。なお、A種類株式が非公開株、B種類株式が公開株で、まだ実際にはA種類株式（非公開株）しか発行していなくても、公開会社です。公開株（B種類株式）を発行する旨の定めがあれば、公開会社となります。

実際に発行していなくても「〇〇会社」

このように、実際に発行していなくても「〇〇会社」となるのが、会社法の基本的な考え方です。

それに対して、すべての株式が非公開株である株式会社が、公開会社でない株式会社です。「公開会社でない株式会社」が正式名称なのですが、この講座ではイメージがしやすいように「非公開会社」と呼んでいきます。

3. 大会社・大会社でない株式会社

(1) 意義

大会社 : 以下のいずれかの要件を満たす株式会社 (会社法 2 条 6 号)

①最終事業年度にかかる貸借対照表に資本金として計上した額が 5 億円以上である

②最終事業年度にかかる貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が 200 億円以上である

大会社でない株式会社 : 上記①および②のいずれの要件も満たさない株式会社

上記①ですが、資本金とは株式会社の器を表すものでした。資本金の額が多額であるということは、それだけ大規模な株式会社です。

上記②ですが、負債の額が多額であるということは、それだけ債権者に対する責任の大きい大規模な株式会社です。

※「貸借対照表」とは？

「貸借対照表」とは、一定の時点 (ex. 事業年度の末日) の財産の状況を表したものです。ある時点においてどのような資産や負債があるかや、ある時点における資本金や剰余金の額が記載されます。

(2) いつから大会社または大会社でない株式会社になるか？

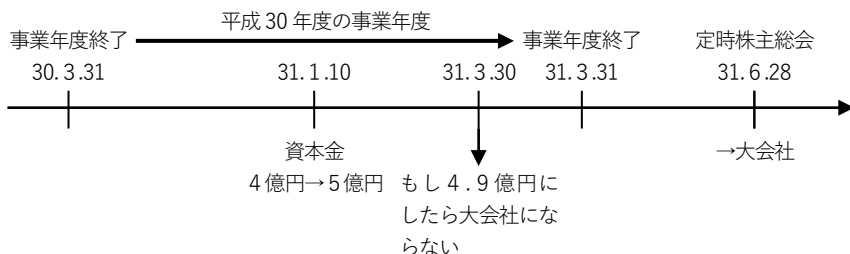
たとえば、資本金の額が 4 億円 (負債の額は 200 億円未満) の株式会社が、平成 31 年 1 月 10 日に、資本金の額を 5 億円に変更した場合、平成 31 年 1 月 10 日から大会社となるでしょうか。

なりません。大会社または大会社でない株式会社となる基準時は、貸借対照表が定時株主総会において承認された時です。定時株主総会とは、年に 1 回開催する株主総会で (会社法 296 条 1 項)、株主が貸借対照表の承認などをします (会社法 438 条 2 項)。定時株主総会に提出された貸借対照表は、監査などを経た正確性が担保されたものなので、それを定時株主総会で正式に承認した時が基準とされているのです。

上記の例の株式会社の事業年度 (※) が 4 月 1 日から 3 月 31 日までであったとして、平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日の事業年度についての定時株主総会

が、平成31年6月28日に開催され貸借対照表が承認された場合、平成31年6月28日から大会社となります。

このように、貸借対照表が定時株主総会において承認された時が基準なので、たとえば、平成31年3月30日に資本金の額を4億9000万円に変更したら、大会社とはならないことになります。平成31年6月28日の定時株主総会で承認するのは、平成31年3月31日時点の貸借対照表だからです。



※事業年度とは？

事業年度とは、法人の財産および損益の計算の単位となる期間のことです（法人税法13条1項）。法人は、毎年税務申告をするのですが（私の株式会社もしています）、原則として事業年度ごとに申告をします。個人の期間は、基本的に「1月1日～12月31日」です。しかし、株式会社の場合、基本的に選ぶことができます。「4月1日～3月31日」としている株式会社が多いです（「3月決算」と聞いたことがあると思います）。「1月1日～12月31日」の株式会社もそれなりにあります（私の株式会社はこれです）。辰巳法律研究所は、かつては、司法試験に特化した予備校だったので、司法試験の試験が行われる5月を1年の終わりと考え、「6月1日～5月31日」としています。

事業年度は、1年を超えることはできません。1年に1回は税務申告をしろってことです。ただし、事業年度の変更をした場合、変更後の最初の事業年度は、1年6か月を超えない期間とすることができます（会社計算規59条2項後段）。たとえば、平成30年2月1日に、事業年度「1月1日～12月31日」を「4月1日～3月31日」に変更する場合、「変更後の最初の事業年度は平成30年1月1日から平成31年3月31日とする」（1年3か月）といった調整が必要となるからです。

— 第 2 編 —

商業登記の世界
Commercial Registration

第1章

商業登記とは？

1 商業登記の目的

この第2編で商業登記の基本をみていきます。まず、商業登記が何のためにあるかですが、商業登記法1条に書かれています。

商業登記法1条（目的）

この法律は、商法、会社法その他の法律の規定により登記すべき事項を公示するための登記に関する制度について定めることにより、商号、会社等に係る信用の維持を図り、かつ、取引の安全と円滑に資することを目的とする。

商業登記の目的は、「商号、会社等に係る信用の維持を図（ること）」と「取引の安全と円滑に資すること」です（商登法1条）。

「商号、会社等に係る信用の維持を図（ること）」ですが、国が「こういう会社なごがありますよ～」と公証することで、会社などは信用を得られます。みなさんも、国が認めた会社であれば安心しますよね。

「取引の安全と円滑に資すること」ですが、たとえば、商業登記は、取引先や融資を検討している銀行が、問題のない会社なのかを確認するために使うことがあります。会社の銀行口座を開設するときも、登記を確認されます（私も銀行口座を開設したときに確認されました）。きちんと登記がされている会社であれば、一定の信用が得られるんです。それによって、取引が安全かつスムーズにできるようになります。

商業登記にはこの2つの目的があることを常に意識してください。……といわれても、勉強していると意識なくなってしまうのが普通なので、たまにこのページに戻って再確認してください。

2 商業登記の効力

不動産登記は、民法で登記の効力（民法177条）を学習した後に学習します。商業登記は、まだ登記の効力を学習していませんので、会社法に定められている登記の効力からみていきます。「リアリスティックジャパン株式会社が、取締役の秀英一郎を解任した」という事例で考えていきましょう。なお、取締役の氏名は、株式会社の登

記事項です（会社法 911 条 3 項 13 号）。

会社法 908 条（登記の効力）

- 1 この法律の規定により登記すべき事項は、登記の後でなければ、これをもって善意の第三者に対抗することができない。登記の後であっても、第三者が正当な事由によってその登記があることを知らなかったときは、同様とする。

1. 登記前 ― 消極的公示力

会社法に基づいて登記すべきとされている事項は、登記をした後でないと、善意の第三者に対抗できません（会社法 908 条 1 項前段）。

ex. リアリスティックジャパン株式会社は、取締役の秀英一郎を解任しても、解任の登記をしなければ、秀英一郎が解任されたことを知らない取引先などに、「もううちの取締役ではないので、関係ないんですよ」とは言えないんです。
これは判決があっても同じです。

ただし、対抗できないのは「善意の第三者」なので、登記をする前でも、悪意の第三者には対抗できます（会社法 908 条 1 項前段反対解釈）。これは、不動産登記（民法 177 条）との違いです。

商業登記は善意者保護

商業登記は、基本的に善意者を保護し、悪意者は保護しません。商業登記の目的は、取引の安全だからです（商登法 1 条。上記^[1]）。「取引の安全」は、善意者を保護する考え方です。―― 民法Ⅱのテキスト第 3 編第 1 章第 3 節^[2]2.（2）

※取引の相手方からの主張

登記をする前でも、取引の相手方から会社に対して主張することはできます（大判明 41. 10. 12）。会社法 908 条 1 項前段は取引の相手方を保護するためのルールですので、相手方が「登記をしていなくても大丈夫」と言うのなら問題がないんです。

2. 登記後 ― 積極的公示力

登記をした後は、もちろん、善意の第三者に対しても対抗できます（会社法 908 条 1 項前段）。

ex. リアリスティックジャパン株式会社は、取締役の秀英一郎を解任し、解任の登記をすれば、秀英一郎が解任されたことを知らない取引先などにも、「もううちの取締役ではないので、関係ないんですよ」と言えます。

登記がされて公開されていますので、「登記を確認しなかったほうが悪いよね」となるわけです。

しかし、なんと、登記の後でも、第三者が正当な事由によって登記があることを知らなかったときは、第三者に対抗できないという規定があります。(会社法 908 条1 項後段)。登記をしたのに対抗できないとされる可能性があるんですね。ただ、この「正当な事由」は、かなり狭く解されています。たとえば、交通の途絶で商業登記を確認することがまったくできないといった余程の場合でなければ、正当な事由があるとはされません。

3. 不実登記

会社法 908 条 (登記の効力)

2 故意又は過失によって不実の事項を登記した者は、その事項が不実であることをもって善意の第三者に対抗することができない。

故意または過失によって不実の事項を登記すると、不実であることを善意の第三者に対抗できません (会社法 908 条2 項)。

ex. リアリスティックジャパン株式会社は、取締役の秀英一郎を解任していないにもかかわらず、故意または過失によって解任の登記をした場合、秀英一郎が解任されていないことを知らない取引先などに、「実はまだ取締役だったんですよ」とは言えないんです。

自らウソの登記をしているわけですから、当たり前ですよ。

ただし、やはり対抗できないのは「善意の第三者」なので、不実の事項を登記しても、悪意の第三者には対抗できます (会社法 908 条2 項反対解釈)。商業登記は、善意者を保護し、悪意者は保護しないんです (上記1. の「商業登記は善意者保護」)。

第2章

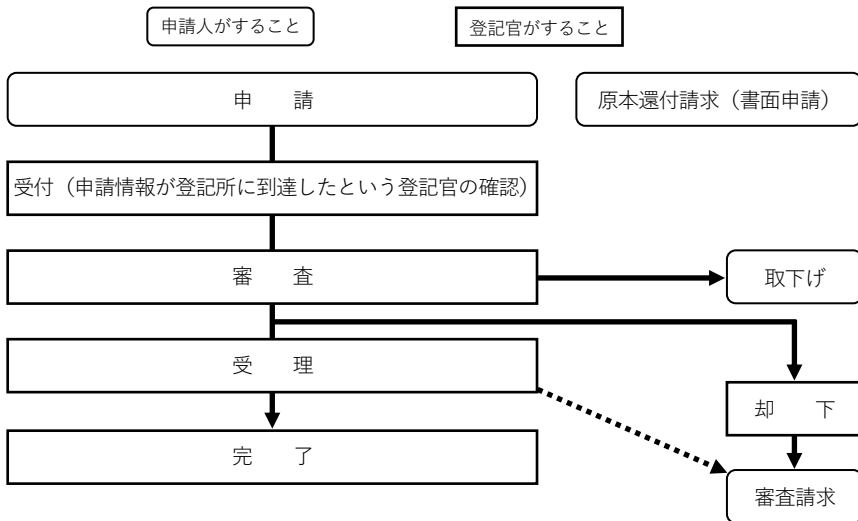
登記の流れ（申請～完了）

不動産登記と類似

商業登記の流れは、不動産登記に類似します。まあ同じ登記所での手続ですから。

第1節 登記の申請から完了までの大まかな流れ

登記の申請から完了までの大まかな流れは、以下のとおりです。



この第2章では、上記の左のラインの「申請」（第2節）→「受付→審査→受理→完了」（第3節）をみていきます。

第2節 申請（申請人がすること）

1 登記手続の開始

1. 原則

商業登記がどのようにされるかですが、以下の行為があつて初めて登記手続が始まります（申請主義。商登法14条）。

①当事者の申請

②官庁の嘱託

「官庁」とは、国の機関のことです。裁判所書記官の嘱託によって登記がされるのが典型例です。

②は公的機関が嘱託しますが、登記官が職権です（下記2.）わけではありませんので、これも申請主義です。

2. 例外

法令で登記官が職権であると定められている登記は、例外的に登記官が職権でできます（職権主義）。

上記1.および2.の構造（原則：申請主義，例外：職権主義）は、不動産登記と同じです。―― 不動産登記法Ⅰのテキスト第1編第5章第2節¹

しかし、大きく異なることがあります。不動産登記の権利に関する登記と異なり、商業登記は当事者に登記義務があります（会社法909条）。会社は、登記をすることで、国から法人格を与えていただいています。よって、正確な情報を公示すべき義務があるんです。

*上記1.が原則であり、そのうち、不動産登記と同じく上記1.①の「当事者の申請」が学習のメインとなりますので、以下、基本的には当事者の申請について説明します。

3. 登記期間

上記のとおり、商業登記には登記義務がありますので、原則として「〇〇以内に登記をしなければならない」という登記期間があります。

（1）原則

会社法 915 条（変更の登記）

- 1 会社において第 911 条第 3 項各号（株式会社の設立登記の登記事項）又は前 3 条各号（持分会社の設立登記の登記事項）に掲げる事項に変更が生じたときは、2 週間以内に、その本店の所在地において、変更の登記をしなければならない。

登記期間の原則は、効力が生じた日から 2 週間です（会社法 915 条 1 項）。

（2）例外

登記期間の起算点について、以下の 3 つの例外があります。

*いずれもまだ学習していない登記なので、サラッと眺めるだけで結構です。

①取得請求権付株式の取得と引換えにする株式の発行

→ 取得請求がされた月の末日から 2 週間以内（会社法 915 条 3 項 2 号）

②払込期間・給付期間を定めた募集株式の発行等の登記

→ 払込期間・給付期間の末日から 2 週間以内（会社法 915 条 2 項）

③新株予約権の行使の登記

→ 行使がされた月の末日から 2 週間以内（会社法 915 条 3 項 1 号）

※登記懈怠

では、登記期間を過ぎてしまうと（「登記懈怠」といいます）登記申請ができなくなるかということ、そうではありません。事業が忙しく、登記まで気が回らずに登記期間を過ぎてしまう中小企業は多いです。登記期間が過ぎても、登記は受理されます。登記期間が過ぎても、正確な情報を公示したほうがいいからです。

ただ、登記期間が過ぎると、代表者は過料（行政罰）に処せられます（会社法 976 条 1 号）。

2 申請構造

不動産登記には、共同申請、単独申請、合同申請と 3 種類の申請構造がありました（―― 不動産登記法 I のテキスト第 1 編第 5 章第 2 節²⁾、商業登記は単独申請のみです。基本的に 1 つの会社のハナシであり、不動産登記のように対立構造にならないからです。ある株式会社の役員が変わったといったハナシですから。

3 申請をする者

1. 本人申請

商業登記も、会社など自身が申請するのが原則です。ただ、会社は物理的に存在するわけではありませんので、代表者（代表取締役など）が会社を代表して登記申請をします。

これを「本人申請」といいます。

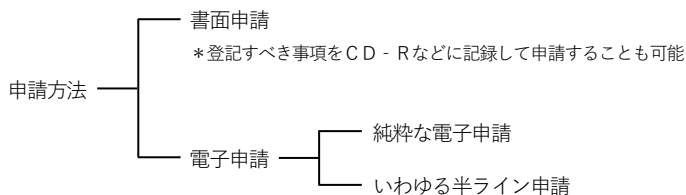
2. 代理人申請

商業登記も、登記の申請は司法書士などの代理人に委任できます。会社の場合には、代表者が会社を代表して司法書士などに委任します。

4 申請方法

1. 申請方法の種類

申請方法には、以下の種類があります。これも、不動産登記と同じです。―― 不動産登記法Ⅰのテキスト第1編第5章第2節⁴



2. 書面申請

申請書と添付書面（書面）を提出するのが、「書面申請」です（商登法17条1項）。登記すべき事項をCD-Rなどの記録媒体に記録して申請することもできます（商登法17条4項、商登規35条の2第1項1号）。

「申請書」には、商業登記法17条2項の事項を記載するのですが、実際の申請書をみて、どのような事項を記載するのを確認してみましょう。

実際の書面を見よう2 ―― 申請書（資本準備金の資本組入れ）

株式会社変更登記申請書

法
務

- | | |
|------------------|---|
| 1. 会社法人等番号 | 1111-11-111111 |
| フリガナ | リアリストックジャパン |
| 1. 商号 | リアリストックジャパン株式会社 |
| 1. 本店 | 東京都新宿区新宿一丁目1番1号 |
| 1. 登記の事由 | 資本準備金の資本組入れ |
| 1. ○○大臣の許可書到達年月日 | 平成31年6月28日 |
| 1. 登記すべき事項 | 平成31年6月28日変更
資本金の額 金2000万円 |
| 1. 課税標準金額 | 金1000万円 |
| 1. 登録免許税 | 金7万円 |
| 1. 添付書面 | 株主総会議事録 1通
株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面（株主リスト） 1通
○○大臣の許可書 1通
減少に係る資本準備金の額が計上されていたことを証する書面 1通
委任状 1通 |

上記のとおり、登記の申請をします。

平成31年7月3日

東京都新宿区新宿一丁目1番1号

申請人 リアリストックジャパン株式会社

東京都新宿区新宿一丁目2番2号

代表取締役 秀 英 一郎

東京都新宿区高田馬場一丁目1番地1

上記代理人 司法書士 法 務 太 郎

連絡先の電話番号 03-0000-0000

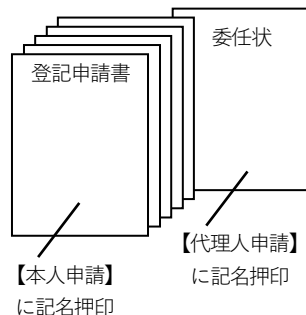
法
務

東京法務局新宿出張所 御中

「〇〇大臣の許可書到達年月日」は、登記すべき事項につき官庁の許可を要する場合には記載しますが（商登法 17 条 2 項 5 号）、通常は記載しません。

「課税標準金額」は、資本金の額が課税標準となる場合に記載します（商登法 17 条 2 項 6 号）。

「代理人」は、代理人申請の場合に記載します。上記の申請書は、代理人申請なので、代理人を記載し、代理人が申請書に記名押印しています。本人（代表者）が記名押印する箇所は、本人申請の場合は申請書、代理人申請の場合は委任状です。不動産登記と同じです。―― 不動産登記法Ⅰのテキスト第1編第6章第4節³1.



申請書には上記の事項を記載するのですが、基本的に試験で問われるのはくくった部分です。これらのうち、「登記の事由」「登記すべき事項」「添付書面」は、以下のような意味で申請書に記載します。

申請情報の記載事項の意味

- ・登記の事由 : 「こういうことがあったから」
- ・登記すべき事項 : 「こう登記事項が変わったんです」（これが登記されます）
- ・添付書面 : 「登記すべき事項が変わったのは本当ですよ～」

登記所にいる登記官からすると、申請書だけでは信用できないので、登記すべき事項が変わったことを証する書面を添付するのです。申請書の後ろにホッチキスやクリップで添付書面を付けます。

―― Realistic 4 商業登記の原則は書面申請 ―

不動産登記は、原則が電子申請となりました。―― 不動産登記法Ⅰのテキスト第1編第5章第2節⁴3.の Realistic 6 しかし、商業登記は、「申請書」「添付書面」というとおり、まだ原則は書面申請です。

3. 電子申請

申請情報をデータに記録してオンライン（インターネット）で送信して申請するのが、「電子申請」です。

電子申請は、申請情報と添付情報のすべてをデータとしてオンラインで送信する「純粋な電子申請」（商登規 101 条 1 項 1 号, 102 条 1 項, 2 項本文）と、申請情報をデータとしてオンラインで送信して添付情報は書面で提出するいわゆる「半ライン申請」（商登規 102 条 2 項ただし書）に分かれます。

第3節 受付→審査→受理（登記官がすること）

1 登記の申請後の流れ

登記の申請がされると、「受付→審査→受理」という流れで登記官が登記を実行していきます。

「受付」は、申請情報が登記所に到達したという登記官の確認です（商登法 21 条 1 項）。まだ登記が実行されるとは限りません。

登記官の「審査」を経たうえで、登記官が申請が適法であると判断した場合に登記が実行されます。

登記を実行することを相当とする登記官の措置を「受理」といいます。

2 登記官の審査権限

「受付→審査→受理」のうち、「審査」について、不動産登記と同じく「登記官の審査権はどこまで及ぶのか？」という問題があります。

1. 原則 ― 形式的審査主義

(1) 意義

登記官は、登記記録および申請人が提供した申請書・添付書面のみを資料として審査できる形式的審査権しか有していません（実質的審査権を有していません。登研 305P39）。簡単にいうと、紙とデータからしか審査できないということです。これを「形式的審査主義」といいます。

(2) 趣旨

登記官が毎回、申請人に「本当にこんな決議があったんですか？」などと電話で問い合わせたりしては、登記が渋滞してしまうからです（迅速性の要請）。また、登記官が疑問に思った申請のみを審査するとなると、審査が不公平になってしまうからという理由もあります（公平性の要請）。

※実体上の審査をすることができないのか？

登記官には原則として実質的審査権がありませんが、実体上の審査はできます。登記記録および申請書・添付書面から判断できる事項については、実体上の審査をすることができます。「実質的」と「実体上」は、意味が違います。「実質的」とは、電話などで真意を調べたりすることです。「実体上」とは、会社法などの実体です。

ex. 登記官は、取締役の就任の登記の申請において、添付書面として提供された株主総会議事録に記載された取締役の選任の決議要件が充たされているかを審査することはできません。取締役の選任の決議をするのに足りない株式数の賛成しか得られていないと記載されているのであれば、登記官は登記を実行しません。

2. 例外 ― 実質的審査主義

（1）意義

例外的に申請人の本人確認については、登記官は実質的審査権を有しています。

登記官は、申請人となるべき者以外の者が申請していると疑うに足りる相当な理由があると認めるときは、申請を却下すべき場合を除き、申請人またはその代表者もしくはは代理人に対し、出頭を求め、質問をし、または、文書の提示その他必要な情報の提供を求める方法により、その申請人の申請の権限の有無を調査しなければならないとされています（商登法 23 条の 2 第 1 項）。「しなければならない」とありますとおり、これは登記官の義務です。

※申請人などが遠隔の地に居住している、申請人などの勤務の都合がある場合など

登記官が本人確認の調査のため申請人などの出頭を求めた場合に、申請人などが遠隔の地に居住していることや申請人などの勤務の都合などを理由に、他の登記所に出頭したい旨の申出があり、その理由が相当と認められるときは、登記官はその他の登記所の登記官に本人確認の調査を嘱託することができます（商登法 23 条の 2 第 2 項、商登準則 48 条 1 項）。

（2）趣旨

登記の申請は、オンラインでも可能です（電子申請）。書面申請の場合でも、登記所に申請書・添付書面を提出するときに本人確認は行われません。また、そもそも登記所に申請書と添付書面を持参せず、郵送によって申請することも可能です。

このように登記所に申請書・添付書面を提出する時点で本人確認が行われないため、審査の中で本人確認について登記官に実質的審査権が与えられているのです。

また、登記官から見て明らかに怪しい申請人がいたそうなので、本人確認について実質的審査権を明記する改正がされた、という経緯もあります。

（3）「相当な理由がある」とは？

申請を却下すべき場合でなく、申請人となるべき者以外の者が申請していると疑う

に足りる相当な理由があることが、本人確認の要件です（商登法 23 条の2第1項）。この「相当な理由」があると認められるのは、以下の①～④のいずれかの場合です。細かい知識なので、「それは怪しいだろうな～」という視点でみてください。

①捜査機関その他の官庁または公署から不正事件が発生するおそれがある旨の通報があったとき（商登準則 47 条 1 項 1 号）

②申請人となるべき者本人からの申請人となるべき者に成りすました者が申請をしている旨またはそのおそれがある旨の申出に基づき、所定の措置を執った場合において、その申出の日から3か月以内に、その申出にかかる登記の申請があったとき（商登準則 47 条 1 項 2 号）
この申出を「不正登記防止申出」といいます。

③同一の申請人に係る他の不正事件が発覚しているとき（商登準則 47 条 1 項 3 号）

④上記①～③に掲げる場合のほか、登記官が職務上知り得た事実により、申請人となるべき者に成りすました者が申請していることを疑うに足りる客観的かつ合理的な理由があると認められるとき（商登準則 47 条 1 項 4 号）

この²の登記官の審査権限も、不動産登記とほとんど同じです。―― 不動産登記法 I のテキスト第1編第5章第3節²

第3章

商業登記の本人確認の方法

1 なりすまし申請の防止

商業登記は、会社の場合は代表者（代表取締役など）が会社を代表して登記申請をします。なりすまし申請もありますので（たまにニュースになります）、真の代表者が申請しているかを確認しなければなりません。

本人確認の方法は、日常生活では免許証や健康保険証の提示が多いです。不動産登記では、登記識別情報が本人確認に使われています。―― 不動産登記法Ⅰのテキスト第1編第6章第3節¹1. 商業登記の本人確認は、また別の方法によります。「登記の申請書に押印すべき者が、あらかじめ印鑑を登記所に提出する方法」です。商業登記は、印影で本人確認をするんです。どういう仕組みなのか下記²で説明します。

2 印鑑の届出

商業登記法 20 条（印鑑の提出）

- 1 登記の申請書に押印すべき者は、あらかじめ、その印鑑を登記所に提出しなければならない。改印したときも、同様とする。
- 2 前項の規定は、委任による代理人によって登記の申請をする場合には、委任をした者又はその代表者について適用する。

1. 印鑑を提出する者

登記の申請書に押印すべき者は、あらかじめ印鑑を登記所に提出しなければなりません（商登法 20 条 1 項）。

「登記の申請書に押印すべき者」とは、会社であれば代表者です。司法書士が代理して申請する場合は司法書士が申請書に押印しますが、この場合は、司法書士が印鑑を提出するのではなく、委任状に押印する会社の代表者が印鑑を提出します（商登法 20 条 2 項）。代表者のなりすまし防止ですし、その後に登記申請をするのは会社の代表者ですから、司法書士ではなく代表者が印鑑を提出するんです。

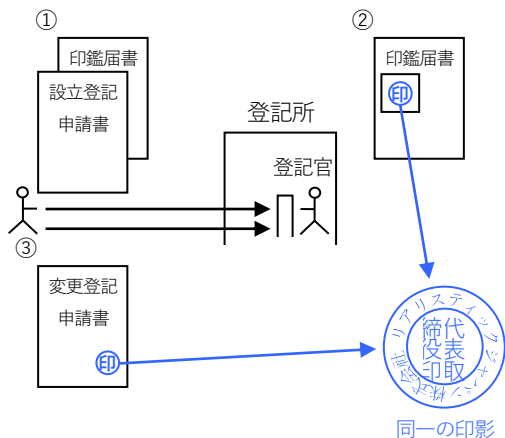
「あらかじめ」とありますが、これは設立登記の申請と同時でよいと解されていて、通常は設立登記の申請と同時に提出します。

「印鑑を……提出」とありますが、印鑑（物体）自体を提出してしまったら、その後、その印鑑を使えなくなってしまいます。これは、「印影を提出する」（印鑑届書に押印して印鑑届書を登記所に提出する）という意味です。

2. 印鑑による本人確認の仕組み

以下のような仕組みで本人確認が行われます。

- ①（通常は）設立登記の申請と同時に印鑑（印影）を提出する。
- ②提出された印影は、登記所に保存される。
- ③その後、登記された事項の変更の登記がされる。この際、登記官は「本当にこの会社の代表者なのか？」を確認する必要がある。そこで、会社の代表者は、
①で提出した印鑑で申請書または委任状に押印する。



なお、この印鑑が、法人の実印であり、不動産登記法Ⅰのテキスト第1編第6章第4節¹の「登記所届出印」のことです。

松本雅典（本ガイダンス担当講師）

主な担当講座		基礎講座「リアリスティック一発合格松本基礎講座」
著書	一般書	『試験勉強の「壁」を超える 50 の言葉』（自由国民社）
	勉強法	『司法書士5ヶ月合格法』（自由国民社）
		『予備校講師が独学者のために書いた 司法書士 5ヶ月合格法』（すばる舎）
	テキスト	『司法書士試験 リアリスティック民法Ⅰ〔総則〕』（辰巳法律研究所）
		『司法書士試験 リアリスティック民法Ⅱ〔物権〕』（辰巳法律研究所）
		『司法書士試験 リアリスティック民法Ⅲ〔債権・親族・相続〕』（辰巳法律研究所）
		『司法書士試験 リアリスティック不動産登記法Ⅰ』（辰巳法律研究所）
		『司法書士試験 リアリスティック不動産登記法Ⅱ』（辰巳法律研究所）
	記述	『司法書士 リアリスティック不動産登記法 記述式』（日本実業出版社）
		『司法書士 リアリスティック商業登記法〔記述式〕解法』（日本実業出版社）
ネットメディア	ネットメディア	All About で連載中 http://allabout.co.jp/gm/gt/2754/
		クラウドワークス「WoWme（ワオミー）」アンバサダー https://wowme.jp/lp/purchaser/pre_registration
ブログ	ブログ	司法書士試験超短期合格法研究ブログ http://sihousyosisisikenn.jp/
Twitter	Twitter	松本 雅典（司法書士試験講師）@matumoto_masa https://twitter.com/matumoto_masa
Facebook	Facebook	松本 雅典 https://www.facebook.com/masanori.matsumoto.7

あなたの熱意 辰巳の誠意

辰 巳 法 律 研 究 所

東 京 本 校：〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-3-6
TEL03-3360-3371（代表） ☎ 0120-319059（受講相談）
<http://www.tatsumi.co.jp/>

横 浜 本 校：〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-23-5 銀洋第2ビル4F
TEL045-410-0690（代表）

大 阪 本 校：〒530-0051 大阪市北区太融寺町5-13 東梅田パークビル3F TEL06-6311-0400（代表）
京 都 本 校：〒604-8187 京都府京都市中京区御池通東洞院西入る笹屋町435
京都御池第一生命ビルディング2F TEL075-254-8066（代表）

名 古 屋 本 校：〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-23-3 第2アスタービル4F
TEL052-588-3941（代表）

福 岡 本 校：〒810-0001 福岡市中央区天神2-8-49 ヒューリック福岡ビル8F
TEL092-726-5040（代表）

岡 山 校：〒700-0901 岡山市北区本町6-30 第一セントラルビル2号館 8階
穴吹カレッジキャリアアップスクール内 TEL086-236-0335